

障 所得制限基準額について

◆所得制限基準額

扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人
基準額	¥3,604,000	¥3,984,000	¥4,364,000

※ 扶養親族等が1人増えるごとに、基準額に38万円加算します

※ 20歳以上・・・本人所得で判定

20歳未満・・・被保険者所得で判定（ただし、本人が社保の被保険者または国保の世帯主等
となっている場合は、本人所得で判定します）

※ 扶養親族等の中に、老人扶養親族がいる時は10万円、特定扶養親族等（16歳以上23歳未満の扶養親族）がいるときは、25万円をそれぞれ基準額に加算できます

◆所得控除(所得から控除できるもの)

控除の種類	所得判定者		控除額
	本人	世帯主	
雑損控除	○	○	控除相当額
医療費控除	○	○	〃
社会保険料控除	○	※1	〃
小規模企業共済等控除	○	○	〃
障害者控除(家族)	○	○	27万円/1人につき
特別障害者控除(家族)	○	○	40万円/1人につき
障害者控除(本人)	×	○	27万円
特別障害者控除(本人)	×	○	40万円
寡婦控除	○	○	27万円
ひとり親控除	○	○	35万円
勤労学生控除	○	○	27万円
配偶者特別控除	○	○	控除相当額
肉用牛売却の所得免除	○	○	免除相当額
特例控除	○	○	算定額

※1 世帯主等の社会保険料控除相当額は8万円です

※ 生命保険料控除、損害保険料控除等は控除の対象となりません